

鎌倉市長 石渡 徳一 様

鎌倉市生活環境整備審議会
会 長 栗 原 英 隆

今後の焼却ごみの処理方法及び最終処分場のあり方についての提言

第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画の基本理念である「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指して、ごみの減量化・資源化を一層推進するための将来に向けた一般廃棄物処理施設の再編整備のあり方については、平成21年1月16日に本審議会へ諮問をいただいております。将来的な一般廃棄物処理に係る社会的状況、技術進捗状況を踏まえ、答申に向け慎重に審議を続けていくものと思慮しているところです。

しかしながら、当該諮問事項のうち標記の事項については、喫緊の課題となっており早期にその方向性を決定しなければならない現状となっていることから、本審議会は、次のとおり提言します。

1 今後の焼却ごみの処理方法について

鎌倉市の焼却ごみは、名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの2施設において年間約4万トン进行处理しているところですが、今泉クリーンセンターは稼働から37年、名越クリーンセンターは28年ほど経過しており、両施設とも老朽化が進んでいます。

そこで横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町の4市1町の合意事項に基づいて、平成18年4月24日に鎌倉市と逗子市との間で締結したごみの広域処理に関する覚書により両市の焼却施設を早期に整備するべく両市で協議が続けられてきましたが、平成21年2月25日に逗子市議会において逗子市長が既存焼却施設の10年を超える延命化方針を表明した時点で、鎌倉市・逗子市の広域の焼却施設を早期に建設することは困難な状況となっており、当該覚書の見直しが課題となっています。

一方で、鎌倉市は、焼却ごみの大幅な削減を図るため、焼却ごみの約4割を占

める生ごみの資源化を図るため、本審議会の意見を参考にして、生ごみと下水汚泥を混合集約処理して得られるバイオマスエネルギーを活用する施設を下水道終末処理場である山崎浄化センターに整備する計画の策定を進めています。この「山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設」は、平成 27 年度からの施設稼働を目指すとされているところですが、当該施設が稼働して生ごみが資源化されたとしても、残された年間 2 万数千トンの焼却ごみは何らかの処理が必要であることから、平成 27 年度以後の焼却ごみの処理体制の確保は喫緊の課題となっています。

この課題に対処するため、本審議会では、事務局から示された「燃やすごみの焼却処理に係る LCC 比較」(別添資料。以下「検討資料」という。)等を踏まえ、焼却ごみの処理方法についての審議を行いました。

焼却ごみの処理方法については、検討資料に記載されているそれぞれのケースのように、大きく分けて、既存クリーンセンター施設の延命化、新たな焼却施設の建設、焼却ごみの自区外処理などの方法が考えられます。

事務局からは、鎌倉市がこれまで目指してきた鎌倉市・逗子市の広域の焼却施設を新たに建設するとしたケース A をはじめとして、名越クリーンセンターの焼却施設に延命化措置を施し、その後、逗子市に鎌倉市・逗子市の広域の焼却施設を建設するケース B、今泉クリーンセンターを解体し、その跡地に新たな焼却施設を建設するケース C、名越クリーンセンターを解体し、その跡地に新たな焼却施設を建設するケース D、名越クリーンセンターの焼却施設に延命化措置を施し、その後は、全量自区外処理するケース E、名越クリーンセンターの焼却施設について延命化措置を施した後に当該施設を解体し、その跡地に新たな焼却施設を建設するケース F、鎌倉市の焼却ごみの全量を永続的に自区外処理するケース G の 7 通りの方法について、それぞれの法規制上の課題、物理的課題等とともに平成 22 年度から 30 年間のライフサイクルコストの概算が示されました。

審議の中で、委員からは、ライフサイクルコストなどから見ても、逗子市との広域での焼却施設の早期整備を優先させるべきであり、広域での施設整備が早期に実現できるよう改めて逗子市に主張することが必要ではないかという意見や、限りなくケース A を追求すべきだが、日々排出されるごみを適正に処理しなければならない市としての責務を考えると、やむを得ず名越クリーンセンターを延命化した後に、逗子市との広域化を進めるケース B を選択せざるを得ないといった意見、広域での焼却施設は、効率的に熱回収・発電ができ、環境負荷の低減が図れることから、将来的な処理体制を鑑み、広域化を実現する努力は惜しまず、逗子市との広域化を実現する可能性を残しておく必要はあるといった意見、生ごみが除かれた後の焼却ごみの高カロリー化への対応や逗子市との広域化の状況も考慮した中で時間的制約も考えるとケース B しか残らないのではないかという意見などが出されました。

本審議会としては、ケース A は現行施設を稼働させながら新施設の整備ができるため焼却ごみの自区外処理を要しないことからライフサイクルコストも安価で、かつ、環境負荷も大幅に低減できるものであること、名越クリーンセンター

及び今泉クリーンセンターを解体して、その跡地に新たな焼却施設を建設するケースC、D、Fは物理的、法規制上の課題による困難性が高いこと、永続的な自区外処理が必要なケースE、Gはコスト的に極めて大きな負担があると判断します。

そこで、委員の各意見と現実に直面している課題を総合的に考慮しますと、本審議会は、生ごみを除いた焼却ごみを逗子市と広域処理する焼却施設は、施設整備コストの削減が図られ、かつ、効率的に熱回収・発電ができ、より環境負荷の低減が図れることから、将来に向けてその実現の可能性を残しておく必要はあるものの、当該広域処理のパートナーである逗子市が既存焼却施設の10年を超える延命化方針を表明しており、この方針転換の可能性は低いと認められるため、鎌倉市としては、将来の山崎浄化センターバイオマスエネルギー回収施設の稼動を前提とし、その稼動時期に合わせて、生ごみが除かれた焼却ごみの高カロリー化対策を十分に踏まえた上で名越クリーンセンターを延命化することが最も適切であると提言します。

なお、名越クリーンセンターの延命化を図る際には、同クリーンセンター周辺の住民の理解が大切でありますことから、丁寧な対応を図ることが肝要であることを申し添えます。

2 最終処分場のあり方について

鎌倉市の焼却残さについては、平成12年3月まで市内の最終処分場に埋め立てていましたが、同年4月から現在に至るまで全量を民間事業者へ委託して熔融固化処理を行い、最終処分場への埋立てを行っておりません。しかしながら、最終処分場6号地については、本審議会の平成19年3月27日付け「鎌倉市一般廃棄物処理施設整備のあり方について」の答申を踏まえ、不測の事態に備える危機管理の位置付けとして、埋立残余量を一部残した状態で、最終処分場として維持管理を続けています。

現在焼却残さは、栃木県、茨城県、愛知県にある民間事業者3者にそれぞれ分散して熔融固化処理を委託し、危険分散を図っています。そして、この焼却残さの受入状況の余力につきましては、現時点で鎌倉市から排出される焼却残さの全量を受け入れることが可能な者が当該3者中2者あり、残る1者も近年中に受入可能となる状況であり、更には、各事業者が生産している熔融スラグについては、それぞれ商品化されて計画的に流通しており、安定的な需要、供給体制が図られています。

本審議会は、このように安定した熔融固化処理が将来的にも実施されることが確実視されることを考慮すると、今後において焼却残さの処理における不測の事態に備える危機管理の位置付けは極めて希薄になっていると認められること、また、当該最終処分場が農業振興地域の農用地区域を一時使用しているものであることを踏まえ、今後、地権者、農業委員会、神奈川県等関係機関と十分な調整を行い、廃止に向けた手続を進めることが適当であると提言します。